

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校安全保障輸出管理規程

令和4年3月31日

規程第92号

(目的)

第1条 この規程は、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施に関し必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、大学等の教職員等及び学生等が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「外為法等」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。

(2) 「技術の提供」とは、次に掲げる行為をいう。

イ 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載し、若しくは記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。）を行うこと。

ロ 非居住者（外為法第6条第1項第6号に定めるものをいう。）への技術の提供又はそれを目的とした居住者（外為法第6条第1項第5号に定めるものをいう。）への技術の提供を行うこと。

(3) 「貨物の輸出」とは、外国を仕向地として貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。

(4) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。

(5) 「リスト規制技術」とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項乃至15の項に該当する技術をいう。

(6) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出

令」という。)別表第1の1の項乃至15の項に該当する貨物をいう。

- (7) 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、大学等として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (10) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 「通常兵器」とは、大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 「教職員等」とは、大学等の教職員及び大学等の研究活動に携わる公立大学法人大阪の役員、並びに客員研究員等をいう。
- (14) 「学生等」とは、大学等の学生その他、以下の者をいう。
- ア 大阪公立大学学則(以下「学則」という。)第49条及び大阪公立大学大学院学則(以下「大学院学則」という)第41条に定める科目等履修生
 - イ 学則第50条及び大学院学則第43条に定める特別履修生
 - ウ 学則第51条および大学院学則第45条に定める研修生
 - エ 大学院学則第42条に定める研究生
 - オ 大学院学則第44条に定める特別研究生
 - カ 大阪公立大学工業高等専門学校学則(以下「高専学則」という。)第28条に定める研究生
 - キ 高専学則第29条に定める科目等履修生
- (15) 「部局等」とは、各研究科、国際基幹教育機構、研究推進機構及び医学部・附属病院並びに大阪公立大学工業高等専門学校をいう。
- (16) 「居住者」とは、外為法第6条第1項第6号に定めるものをいうが、その解釈である外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)6-1-5、6(居住性の判定基準)に従い、居住者として取り扱うこととされる自然

人及び法人等をいう。

(17) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

(18) 「特定類型該当者」とは、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）1(3)サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（基本方針）

第4条 大学等における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供又は貨物の輸出は行わないこと。
- (2) 外為法等及びこの規程を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得すること。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図ること。

（輸出管理最高責任者）

第5条 基本方針に基づき、輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、大学等に輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、大阪公立大学長及び校長をもって充てる。

- 2 最高責任者は、この規程の制定及び改廃、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請、外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者のもとで、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、安全保障輸出管理を担当する副学長及び副校長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、大学等における輸出管理に関する業務を統括し、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、監査、教育、指導、調査、文書管理のほか、この規程に定められた業務を行う。

（輸出管理責任者）

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うために、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、統括責任者の指名する者をもってその任に充てる。

2 管理責任者は統括責任者の指示に基づき、第二次審査に係る該非判定及び取引審査のほか、この規程に定められた業務を行う。

(輸出管理部局等責任者)

第8条 各部局等に、輸出管理業務を執行する輸出管理部局等責任者（以下「部局等責任者」という。）を置き、当該部局等の長（大阪公立大学工業高等専門学校にあつては事務局高専事務部総務課長）をもって充てる。

2 部局等責任者は、当該部局における事前チェックリストの承認、第一次審査に係る該非判定及び取引審査のほか、この規程に定められた業務を行う。

(輸出管理部局等担当者)

第9条 各部局等に、部局等の輸出管理業務を担当する輸出管理部局等担当者（以下「部局等担当者」という。）を置き、当該部局の教職員のうちから、部局輸出管理責任者が指名する者をもって充てる。

2 部局等担当者は、部局等責任者の指示のもと、当該部局における輸出管理に係る事務業務を行う。

(輸出管理アドバイザー)

第10条 大学等に輸出管理アドバイザーを置き、統括責任者が委嘱する。

2 輸出管理アドバイザーは、輸出管理を円滑に実施するため、統括責任者及び管理責任者の業務を補佐し、専門的な助言を行う。

3 輸出管理アドバイザーは、教職員又は部局等責任者に輸出管理に関する助言、指導を行う。

(安全保障輸出管理委員会)

第11条 大学等に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教職員等及び学生等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (3) 監査に関する事項
- (4) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理責任者

- (3) 部局等責任者のうち統括責任者が指名する者
 - (4) 事務局学術研究支援部部長、事務局学術研究支援部次長、事務局学術研究支援部研究推進課長、事務局学務部国際交流課長及び事務局高専事務部総務課長
 - (5) 輸出管理アドバイザー
 - (6) その他統括責任者が必要と認める者若干名
- 4 委員会の事務は、事務局学術研究支援部研究推進課にて行う。

(事前確認)

第12条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするときは、別に定める事前チェックリストに基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、特許出願等）の適用判定等及び取引審査の手続の要否について事前確認を行い、部局等責任者に事前チェックリストを提出し、承認を得なければならない。

- 2 教職員等は、事前チェックリストの提出後に実際に提供しようとする技術又は貨物を追加又は変更した場合は、改めて前項の事前確認を行わなければならない。
- 3 教職員等は、第1項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合は、次条の該非判定、第14条の用途確認及び第15条の需要者確認を行い、部局等責任者に別に定める取引審査票その他必要な書類等（以下「取引審査書類等」という。）を提出しなければならない。
- 4 教職員等は、取引審査書類等の提出後に実際に提供しようとする技術又は貨物を追加又は変更した場合は、改めて第1項の事前確認を行わなければならない。
- 5 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要であると承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第13条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かについて別に定める該非判定票に基づき該非判定を行う。

- 2 該非判定は、以下のとおり行う。
 - (1) 研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを該非判定する。
 - (2) 大学等外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手

先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても大学等として同号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略できる。

(用途確認)

第14条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める用途チェックリスト及び明らかなガイドラインシートを用いて確認するものとする。

(需要者確認)

第15条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するか否かを、別に定める需要者チェックリスト等を用いて確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の外国ユーザーリストに掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第16条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続きが必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の点から別に定める取引審査票を作成し、部局等責任者による第一次審査及び管理責任者による第二次審査を受け、統括責任者による当該取引に係る承認を受けなければならない。

2 取引審査票には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、事前チェックリストとともに審査に必要な書類を添付するものとする。

(第一次審査)

第17条 部局等責任者は、教職員等から第12条第3項の規定に基づく取引審査書類等の提出があったときは、当該技術の提供又は貨物の輸出について、該非判定及び取引審査を行うものとする。

2 部局等責任者は、該非判定及び取引審査を行うにあたり、輸出管理アドバイザーの助言又は指導を得ることができる。

3 部局等責任者は、該非判定及び取引審査を実施した場合は、その審査結果を取引審査書類等とともに管理責任者に提出し、承認された場合は第二次審査を依頼しなければならない。

らない。

(第二次審査)

第18条 管理責任者は、前条第3項の規定に基づく依頼があったときは、該非判定及び取引審査を行い、その審査結果を統括責任者に報告し、承認を得なければならない。

2 統括責任者は、取引審査に係る判断に際して、当該教職員等及び委員会から意見を聴くことができる。

3 統括責任者は、該非判定及び取引審査の結果を部局等責任者を經由して、当該教職員等に通知するものとする。

(最終審査)

第19条 統括責任者が、取引審査に係る判断が困難な場合は、最高責任者が取引審査に係る最終判断を行うものとする。

(学生等が行う取引)

第20条 学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするときは、主として教育・研究上の指導を行う教職員等が当該学生等の協力を得て、この規程に定める手続を行わなければならない。

(許可申請)

第21条 統括責任者は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となる取引と判定したときは、最高責任者に報告するものとする。

2 最高責任者は、前項の報告があったときは、外為法等の定めるところにより経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

3 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

4 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ていることの確認を行わない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第22条 教職員等は、技術を提供する場合、第12条の事前確認及び第16条の取引審査手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可を得ていることを確認しなければならない。ただし、第12条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第16条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第23条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第12条の事前確認及び第16条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可を得ていることを確認しなければならない。ただし、第12条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第16条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続をとりやめ、部局等責任者に報告する。また、部局等責任者は管理責任者と協議して適切な措置を講じる。

(監査)

第24条 統括責任者は、大学等における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うものとする。

(教育)

第25条 統括責任者、管理責任者及び部局等責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(指導)

第26条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(調査)

第27条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(文書管理又は記憶媒体の保存)

第28条 教職員等は、統括責任者及び部局等責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

(報告)

第29条 教職員等は、外為法等又はこの規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合には、部局等責任者を通じて管理責任者に速やかに報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の報告についての調査を部局等責任者に指示し、外為法等に違反している事実が判明した場合又は違反のおそれがあることを知った場合は、直ちに統括責任者を通じて、最高責任者に報告する。
- 3 最高責任者は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅延無く関係行政機関に報告するものとする。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(罰則)

第30条 故意又は重大な過失により外為法等及びこの規程に違反した者及び関係者は、公立大学法人大阪教職員就業規則及び大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則等による懲戒等の対象とする。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までになされた申告等について、これらに関する必要な手続きその他の行為のうち、施行日の前日までになされたものについては、この規程によりなされたものとみなす。
- 3 公立大学法人大阪定款（令和4年4月1日施行）附則第2項の規定により存続する大阪府立大学及び大阪市立大学については、本規程を適用する。この場合において、規程第1条中「大阪公立大学」とあるのは「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」とする。

附 則（令和4年7月5日規程第572号）

この規程は、令和4年7月5日から施行し、令和4年5月1日から適用する。